

外国臨床研修病院の指定基準について

外国臨床研修病院の指定基準について

1. 現状

医師法に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた外国の病院で研修を受けた医師については、我が国の臨床研修病院で研修を受けた医師と同様に臨床研修を行ったこととしている。

※ 外国の病院で研修を受けた後に国内の臨床研修病院等で研修を受けた医師が、外国の病院での研修期間も含めた形で、国内の臨床研修を修了したと認めるための手続。

【国内病院の指定との違い】

- ① 外国病院の指定の効果（当該病院で臨床研修を修了した効果）は、申請した医師のみに及ぶ。
このため、外国病院の指定は、個々の医師からの申請に基づき指定する形となる。
- ② 外国の病院で研修を受けた医師は、外国病院だけでなく、国内の基幹型臨床研修病院（受入病院）等で1カ月以上研修を受ける必要がある。
※ 日本の臨床研修制度において必修となっている「地域医療」の研修は、外国病院で受講することは困難なため。
- ③ 研修プログラムの審査は、外国の研修プログラムだけでなく、受入病院である国内の臨床研修病院のプログラムも考慮して行う。
- ④ 外国病院の指定の申請や書類提出は、受入病院である国内の基幹型臨床研修病院が行う。

【外国臨床研修病院の指定の手続】

- 以下の指定基準ごとに事務局において個別に審査点検
- | |
|---|
| ①臨床研修の基本理念に則った研修プログラム、②医療法施行規則に規定する員数の医師、
③患者の病歴に関する情報の適切な管理、④安全管理体制の確保、⑤適切な指導体制、
⑥適切な研修医の受入数、⑦適切な研修医の処遇、⑧必要な診療科、⑨必要な施設及び設備 |
|---|
- 事務局の審査点検について医道審議会医師分科会医師臨床研修部会で審議

外国臨床研修病院の指定基準について

2. 課題・問題意識

- 現状においては、外国の病院で臨床研修を受けた医師が、日本国内の基幹型臨床研修病院（受入病院）等で臨床研修を受ける期間は、最短で1ヵ月（4週）以上となる。
- 一方、それぞれの国で医療保険制度等が異なる中、1ヵ月の国内の臨床研修で、日本の医療保険制度や医療安全管理等に基づいた基本的な診療能力を身に付けることができるか。
- こうした点から、日本国内で臨床研修を受ける期間が最短で1ヵ月というのは十分か。

【参考1】 外国の病院で臨床研修を受けた医師の研修期間（令和6年度に外国臨床研修病院として指定したもの）

	外国病院での研修期間		国内の受入病院での研修期間
A医師	アメリカ	28ヵ月（2年4ヵ月）	3ヵ月
B医師	中国	25ヵ月（2年1ヵ月）	3ヵ月
C医師	中国	30ヵ月（2年6ヵ月）	2ヵ月
D医師	台湾	23ヵ月（1年11ヵ月）	13ヵ月（1年1ヵ月）
E医師	インドネシア	10ヵ月	14ヵ月（1年2ヵ月）
F医師	韓国	36ヵ月（3年）	12ヵ月（1年）
G医師	韓国	65ヵ月（5年5ヵ月）	4ヵ月
H医師	オーストラリア	6ヵ月	18ヵ月（1年6ヵ月）
I医師	中国	12ヵ月（1年）	13ヵ月（1年1ヵ月）

【参考2】 ヒアリングにおける主な意見（国内の複数の受入病院からヒアリング）

- 指導医等の監督のもと、日常診療を通じて日本の医療保険制度に慣れるという点において、最短で1ヶ月というのは短いのではないか。
- 国内で臨床研修を受ける期間が長くなることは、本人にとってメリットであると思う。

外国臨床研修病院の指定基準について

3. 対応（案）

- 従来は、日本国内での研修が8ヵ月必要だったが、平成29年に基幹型臨床研修病院相当であれば1ヵ月でも可としており、現在は「地域医療」の研修を1ヵ月（4週）以上。
- 医療保険制度等が各国で異なる中、我が国の医療保険制度や医療安全管理等に基づいた基本的な診療能力を修得するためには、指導を受けられる環境の中で、一定期間の研修が必要と認識。
- これは診療技能そのものではなく、日本の医療保険制度や医療安全管理のもと、病院等における組織の中での診療業務の手順・方法、他の職種との関わり方や役割分担、地域の特性に応じた医療など、診療技能に付随する事柄について理解し慣れることが必要と認識。
- このため、外国の病院で臨床研修を受けた医師が、国内の基幹型臨床研修病院（受入病院）等で臨床研修を受ける期間については、例えば半年（24週）以上としてはどうか（地域医療の研修1ヵ月以上を含める）。
- また、国内での研修期間が延びることにより、外国人医師本人の日本での生活の準備や臨床研修後のキャリア設計、国内の受入病院側の準備などに一定程度影響することが想定されるため、十分な周知期間を設けることとしてはどうか。

4. 今後の予定（案）

令和7年8月	本部会において審議
令和7年9月～10月	省令施行通知を一部改正し、都道府県等へ通知
令和10年4月	施行（令和10年4月以降の外国臨床研修病院指定申請から適用）

【参考】外国臨床研修病院の指定等に係る法令等

○これまでの外国病院の指定基準（日本国内での研修期間）の変遷

平成23年 日本国内（受入病院）での研修期間は8ヵ月以上。

（「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」H23年8月通知）

平成29年 一律に8ヵ月以上の研修を日本で行うとしているため臨床経験に応じた研修期間を設定することができない、外国病院が日本の基幹型研修病院相当であった場合も協力型研修病院とみなすこととなる、などの理由から、以下のとおり変更。

（「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」H29年4月一部改正通知）

- ①外国の病院を基幹型臨床研修病院とみなす場合 → 国内（受入病院）での研修期間は1ヵ月以上。
- ②外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす場合 → 国内（受入病院）での研修期間は8ヵ月以上。

※ ①②いずれの場合も日本国内で「地域医療」の研修を1ヵ月以上。

令和6年 臨床研修に関する省令の一部を改正し、外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定基準等を規定。これに伴って上記通知を廃止し、省令施行通知に規定。

→ 日本国内（受入病院）での研修期間は「地域医療」の研修を1ヶ月以上。

○医師法（昭和二十三年法律第二百一号）抜粋

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 （略）

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かななければならない。

6～7 （略）

【参考】外国臨床研修病院の指定等に係る法令等

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）抜粋

（臨床研修病院等の指定）

第三条（略）

2 法第十六条の二第一項に規定する外国の病院で厚生労働大臣が指定するもの（以下「外国臨床研修病院」という。）の指定は、外国の病院で臨床研修を受けた医師を受け入れようとする基幹型臨床研修病院（以下「受入病院」という。）の開設者からの求めに応じて、当該医師ごとに行うものとする。

（法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準）

第六条（略）

2～3（略）

4 外国の病院を外国臨床研修病院に指定しようとする場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、厚生労働大臣は、同項第三号に掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。

- 一 第二条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。
- 二 医療法施行規則第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
- 三 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- 四 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 五 適切な指導体制を有していること。
- 六 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- 七 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

5（略）

【参考】外国臨床研修病院の指定等に係る法令等

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（令和7年3月31日一部改正）抜粋

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院）

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

(イ) 原則として、研修期間全体の1年以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。

なお、地域医療等における研修期間を、12週を上限として、基幹型臨床研修病院で研修を行ったものとみなすことができること。

第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの）

1 外国臨床研修病院の指定

(1) 略

(2) 外国臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、(1)の書類の提出があった場合において、当該提出に係る外国の病院が次に掲げる基準に適合していると認める場合に、当該外国の病院で臨床研修を受けた医師ごとに外国臨床研修病院の指定を行うこと。各基準の運用に当たっては、特に記載のない限り、第2の例によるものであること。また、ア及びクに掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

地域医療については、我が国における地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要であることから、日本国内で4週以上の研修を行うこと。

イ 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

ウ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

エ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

オ 適切な指導体制を有していること。

指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

カ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

キ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ク 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

ケ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び整備を有していること。